（　別紙１　）

平成　年　月　日

経営形態の変更に伴い大阪市高速電気軌道株式会社及び

大阪シティバス株式会社に就職される方へ

大阪市高速電気軌道株式会社及び大阪シティバス株式会社への就職に係る

再就職審査について

職員又は職員であった者のうち、勤続期間が20年以上であるもの又は管理職の職に就いたことがあるものが外郭団体に再就職する場合には、大阪市職員基本条例第47条第３項の規定により市長の承認が必要とされており、市営交通事業の経営形態の変更に伴い大阪市高速電気軌道株式会社及び大阪シティバス株式会社（以下「業務移管先法人」という。）に就職される方についても、当該規定が適用されることとなります。

今回経営形態の変更により業務移管先法人に就職される方については、本市の方針により経営形態の変更が行われること等を踏まえ、業務移管先法人への就職の意思が確認できる書類の提出をもって再就職審査の申請に代えるなど、事務負担の軽減を図ったうえで、審査を行いました。

その結果、経営形態の変更に伴い業務移管先法人に就職される方全員について、包括的に市長の承認を受けましたのでお知らせします。